

令和2年7月21日(火)

保護者 各位

那覇市立石嶺中学校
校長 金城 久枝
(公印省略)

継続した新型コロナウイルス感染症予防について

猛暑の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本校の教育活動に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、那覇市教育委員会より6月30日付「那覇市立小中学校感染症予防マニュアル(新型コロナウイルス感染症)」が出されています。

本校では、マニュアルに基づき、基本的な新型コロナウイルス感染症対策「新しい生活様式」について全職員で再確認を行っています。

つきましては、ご家庭でも下記内容をご確認いただき、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 継続して「検温及び健康観察シート」を活用した健康管理の徹底をお願いします。
2. 発熱等の風邪の症状（鼻水・咳・倦怠感等）が見られるときは、自宅で休養させてください。その場合は出席停止になります。
3. 「手洗い」「咳エチケット」「手指消毒」を行う。
4. 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がける。
5. 欠席の取り扱いについて
次の場合は出席停止となります。学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止。
 - (1)生徒自身の感染が確認された場合（主治医より登校許可が出るまで）
 - (2)生徒が保健所から濃厚接触者として指示された場合（14日間）
 - (3)同居の家族に感染が確認された場合（保健所からの指示に従ってください）
 - (4)発熱や風邪症状がみられる場合（症状が良くなるまで）
※当面の間の対応となります。
 - (5)海外から帰国した場合（14日間の自宅待機）
※海外＝検疫対象強化地域・入管法に基づく入国制限対象地域
 - (6)医療的ケアが必要な生徒や基礎疾患がある生徒が、医師から登校すべきではないと判断された場合(主治医の登校許可が出るまで)

※本市のマニュアルは、令和2年6月30日時点での最新の知見に基づいて作成されたものです。また今後新たな情報や知見が得られた場合は随時、見直しがあることを付け加えます。